

佐保地域自治協議会 規約改定（案）

改定箇所は以下の通りです。

◎現行規定の一部改定

第3条 協議会の事務所は奈良市法蓮町の若草公民館佐保分館に置く。

(改定案)

第3条 協議会の事務所は奈良市法蓮町の佐保地域ふれあい会館に置く。

◎現行規定に追記する改定

(役員の職務)

第9条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を行う。
- (4) 監事は、協議会の会計、資産及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告をする。
- (5) 常任理事は、協議会の運営及び活動方針等に関する事項を策定する。
- (6) 会長は、役員会を召集する。

(改定案・新規追記)

(7)第2条(目的)を推進するために、全役員は啓発活動を展開する。

(総会の開催)

第16条 定期総会は、毎年度決算終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

(改定案・新規追記)

3 緊急を要する場合又は、やむを得ない事情があるときは、役員会・理事会を以て総会に代えることができる。この場合、次に開催する総会に報告し、追認を得るものとする。

(事務局)

第34条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、理事会が任命する。
- 4 事務局には、必要に応じて事務局員を置くことができる。
- 5 事務局の運営に関する事項は、理事会で定める。

(改定案・新規追記)

6 事務局に奈良市佐保地域ふれあい会館の管理運営を担う運営委員会を設置する。

(新規の施行細則)

佐保地域自治協議会 施行細則

案

(目的)

第1条 この施行細則は、佐保地域自治協議会規約(以下「規約」という)第42条の規約に基づき、規約に定めのない補足的事項を定めることを目的とする。

(事務局予算)

第2条 規約第4条に掲げる取り組みを実行するため、事務局運営に係わる活動予算を確保し執行する。

2 事務局予算(年間)は以下の通りとする。

(1)年間基本予算総額 264,000 円

(2)(1)の事務局担当者別基本予算額(年間)

事務局長	60,000円
事務局長補佐	96,000円(2人)
会計	48,000円
広報編集長	60,000円

(3)事務局の活動に応じ、(1)及び(2)の予算額については状況に応じて対応するものとする。

(情報の共有等)

第3条 役員は、地域住民又関係団体等からの相談、意見があった場合、情報収集を図り必ず役員会で討議の上、適正的確な回答を得て、速やかに返答することに努めるものとする。

(規約第2条(目的)規定の補足)

第4条 地域づくりの実践において、多様で高度な事業活動が求められる場合、役員会の議決を以て、「地域有識者」をアドバイザーとして、各種会議体の活動に参画することができるものとする。

附則

この施行細則は、令和2年6月28日より施行する。